

各種医療制度のお知らせ



健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給しています。

- **子ども医療費（所得制限なし）**
- 中学校卒業までの子どもの保護者
- 中学校卒業までのお子さんの通院・入院医療費の自己負担額を支給

- **障害者医療費（所得制限なし）**
 - 身体障がい者の方
 - ・ 1～3級
 - ・ 4級（腎臓機能障害）
 - ・ 4～6級（進行性筋萎縮症）
 - IQ50以下の方
 - 自閉症状群と診断されている方
- **母子家庭等医療費（所得制限あり）**
 - 18歳以下の方を現に扶養している配偶者のない女子および男子
 - 母子家庭の母および父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方
 - 父母の不在18歳以下の方
- **精神障害者医療費（所得制限なし）**
 - 精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障がい者の方（通院の場合は自立支援医療受給者に限る）
 - ・ 1・2級手帳所持者
 - ・ 精神的な病気の治療の通院・入院医療費の自己負担額の全額を助成
 - ・ 3級手帳所持者
 - ・ 精神的な病気の治療の通院・入院医療費の自己負担額の2分の1を助成

- **後期高齢者福祉医療費**
 - 後期高齢者医療の対象者のうち次の方々
 - ・ 障がい者、精神障がい者の各医療該当者（所得制限なし）
 - ・ 母子家庭等医療該当者（所得制限あり）
 - ・ 戦傷病者手帳所持者（所得制限あり）
 - ・ 独り暮らし、寝たきり、認知症該当者（町民税非課税世帯）
 - ・ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健法による命令入所該当者（所得制限なし）

受給者証をお持ちの方で次の事項に該当する方は届け出または申請が必要です

- **氏名、住所を変更された方**
 - 受給者証、印鑑
- **保険証の内容に変更があった方**
 - 受給者証、健康保険証、印鑑
- **各医療費の受給者で、県外の医療機関で受診された方**
 - 領収書、受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの

- **精神障害者医療費の受給者**
 - 1・2級手帳所持者の精神的な病気の治療の入院医療費および3級手帳所持者の精神的な病気の治療の通院・入院医療費の自己負担額を支払った方
 - 領収書、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの、通院医療費の方は自立支援医療受給者証

福祉医療費受給者証の更新を忘れずに

次の福祉医療費受給者証は有効期限があります。まだ更新手続きをされていない方は、早急にご手続きをしてください。

- **母子家庭等医療費受給者証**
 - 毎年7月31日
- **障害者医療費受給者証（二部の方を除く）**
 - 3年ごとの7月31日
- **後期高齢者福祉医療費受給者証（二部の方を除く）**
 - 毎年7月31日

問合せ先 役場 保険医療課
内線172